平成２１年（フ）第３２４号
福井県鯖江市東鯖江２丁目４番８号　サンリッチＢ―101
債務者　南川　砂織（旧姓牧野）
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３２５号
福井市江守の里１丁目1307番地
債務者　辻　　直美
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３２７号
福井県丹生郡越前町気比庄第15号17番地１
促進住宅Ⅰ―203
債務者　前田　勝彦
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３３１号
福井県福井市松本１丁目43番７号　方書町屋団地Ａ棟706号室
債務者　木村　優子（旧姓増田）
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２２６号
長野市広田269番地２
債務者　宮坂　英男
1　決定年月日時　平成21年８月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２４９号
長野市大字稲葉2648番地８
債務者　伊藤　真美
1　決定年月日時　平成21年８月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２５１号
長野市東鶴賀町62番地２池田ハイツ103号、前住所長野市稲田３丁目12番８―201号レオパレスアーリーバード
債務者　久保田勝也
1　決定年月日時　平成21年８月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２５８号
長野県上水内郡信濃町大字柏原3610番地の９
債務者　中澤　秀一
1　決定年月日時　平成21年８月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２６１号
長野市大字南長野北石堂町1216―205、住民票上の住所長野市稲田１丁目40番４―206号パークシティ稲田
債務者　樋口　周平
1　決定年月日時　平成21年８月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２７５号
長野市大字長野西町1008番地コーポウエストⅠ301、前住所長野市大字西長野592番地３
債務者　植草　明美
1　決定年月日時　平成21年８月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２２５号
兵庫県伊丹市北伊丹八丁目10番地６　アクトステージ伊丹706号、前住所兵庫県尼崎市南清水36番１―508号
債務者　グェン　バンボンこと　田中　鐘吾
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第２７８号
兵庫県伊丹市森本６丁目130番地、前住所兵庫県伊丹市鋳物師２丁目19番地　ポエムサンモリッツ４号
債務者　後藤　由美（旧姓横山）
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第６８１号
兵庫県西宮市甲子園町25番10―301号
債務者　熊谷　直人
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第８６号
兵庫県豊岡市八社宮432番地の１、住民票上の住所兵庫県豊岡市出石町鍛冶屋123番地
債務者　田村　恵子
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２１年（フ）第８７号
兵庫県豊岡市八社宮432番地の１、住民票上の住所兵庫県豊岡市出石町鍛冶屋123番地
債務者　田村　慎悟
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２１年（フ）第５４号
徳島県美馬市脇町字西俣名2266番地
債務者　大日　　進
1　決定年月日時　平成21年８月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２１年（フ）第１４４号
福島県郡山市うねめ町362番地
債務者　吉田トキノ
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係